

継続教育

【卓越した優れた取組】

- 知的財産法領域における社会的ニーズに即応した「実効的な継続教育プログラム」の実施（北海道大学）
- 観光ADR事件管理者業務を通じての修了生弁護士に対する継続教育（立教大学）

【特に優れた取組】

- 法学部・法科大学院教育、就職支援、継続教育の連携による
地域ニーズに対応した先導的法曹養成教育システムの構築（岡山大学）
- 大学の枠を超えた模擬仲裁・模擬調停・予防法務ワークショップ（上智大学）
- ・「挑戦する法曹」育成・特別コースの設置
・特進コースによる法曹養成プログラム（早稲田大学）

【優れた取組】

- 公法系及び刑事系の各訴訟実務における即戦力人材養成の取組（一橋大学）
- 智適塾プロジェクトによる先端的法曹養成の取組（大阪大学）
- 法務研究所を中核とした継続教育プログラムの開発・実施（学習院大学）
- 法曹リカレント教育プログラムを通じた専門法曹の養成と専門性の高い法曹継続教育の実施
(慶應義塾大学)
- ・環境法務プログラム
・環境法曹のプラットフォーム形成—国内外における新たなネットワークづくり—（上智大学）

※ 平成29年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査結果(平成28年12月26日公表)より



◇プログラム名

知的財産法領域における社会的ニーズに即応した「実効的な継続教育プログラム」の実施

趣旨・ねらい

グローバルCOEプログラム等による最先端の研究成果を活かし、知的財産法という先端的法領域について、インテンシブな「サマーセミナー」を開催することにより、大規模なリカレント教育を推進し、知的財産推進計画が目指す人材育成を充実させる。

取組のポイント

① 企業法務関係者のリカレント教育

・サマーセミナーにより、知的財産法という先端的法領域に携わる実務家の全国的な水準を引き上げ、この領域におけるトップレベルの法曹の層を厚くするためのリカレント教育を実施している。

(主な実績・成果)

- ・毎年、多数の弁理士、弁護士等の参加を得ている（右表参照）。
- ・弁理士会から外部機関による弁理士研修として位置づけられている。
- ・大阪弁護士会知的財産法実務研究会、第二東京弁護士会知的財産権法研究会の継続的な参加を得ている。

② 修了生に対する継続教育

・北海道大学法科大学院は知的財産法だけで12単位の授業を展開するほど、この分野に力を入れており、このプログラムには本学を修了した弁護士で知的財産法を主たるフィールドにしている者の継続教育という側面もある。

(主な実績・成果)

・本法科大学院を修了し、弁護士として知的財産関係の仕事についている者から、参加を得ている。H27年度7名、H28年度8名。

③ 法科大学院における教育

・H28年度から、サマーセミナーを本法科大学院（及び修士課程）における正規の授業とし、知的財産法分野の法曹の水準の引上げのため、この分野の教育の一層の充実を図っている。

(主な実績・成果)

・H28年度には16名が受講した。

北海道大学サマーセミナーのイメージ



年度	課 題	参 加 者 数					単位化履修の本学学生
		弁理士	弁理士 かつ 弁護士	弁護士	その他		
25	著作権・不正競争・商標権編	128人	24人	8人	24人	72人	
26	特許法	147人	48人	12人	29人	58人	
27	著作権・不正競争・商標・意匠等	192人	35人	11人	34人	112人	
28	特許法	172人	47人	20人	30人	59人	16人

※ その他の主な参加者：企業等の法務・知財担当者、他大学の教員、本学大学院生



◇プログラム名

観光ADR事件管理者業務を通じたの修了生弁護士に対する継続教育

趣旨・ねらい

立教大学法科大学院は、学校法人が運営する観光ADRセンターにおいて、相談者と相手方を仲介して調停応諾を促進させる事件管理者に修了生弁護士を登用し、観光分野の法的紛争に精通した専門的法曹を養成する。

取組のポイント

①観光ADRセンターの事件管理者の育成

- 観光法の専門家として、本センターの相談、調停の申立て、応諾及び事件管理をすることができる専門法曹を育成している。

(主な実績・成果)

- 事件管理者への新規任用 H28:5人 (合計11人)
- 観光ADR調停人への新規任用 H28:4人

②大学が運営する紛争解決機関としての充実

- 大学(学校法人)が設置する唯一の専門的な認証ADR機関としてその社会的意義を高めるよう努めている。

(主な実績・成果)

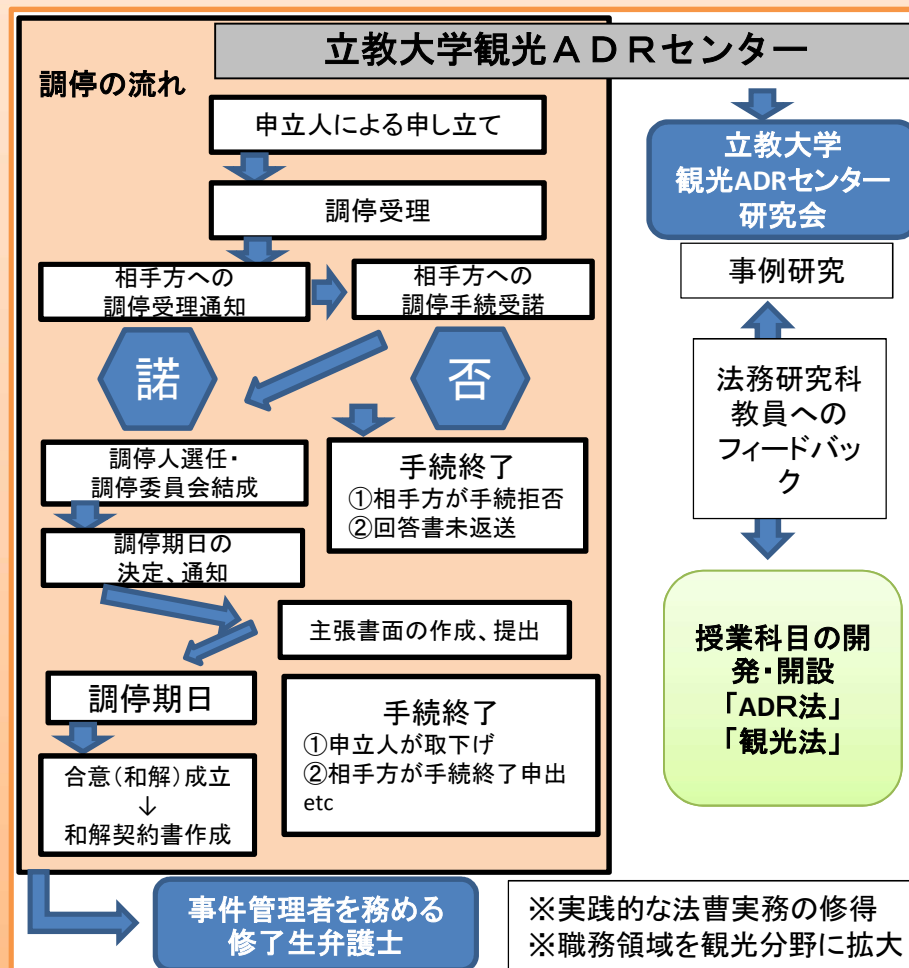
- 相談件数の増加 (H27:20件、H28年:57件)
- 調停申立件数の増加 (H27:3件、H28年:6件)
- 調停応諾件数の増加 (H27:1件、H28年:5件)

③観光法の教育を学内外で展開

- 観光法・紛争処理法の研究教育の拠点を形成するために、授業選択科目の実施、研究会・シンポジウムの開催、観光法務データベースの構築に努めている。

(主な実績・成果)

- 法科大学院授業科目として観光法、裁判外紛争処理法を開講。
- 上智大学法科大学院にも提供。
- 立教大学公開シンポジウム「インバウンド新時代」を共催 (H28年8月25日実施)
- 観光ADR研究会における相談・申立事件をつかったケーススタディの実施





◇プログラム名

法学部・法科大学院教育、就職支援、継続教育の連携による 地域ニーズに対応した先導的法曹養成教育システムの構築

趣旨・ねらい

岡山大学法科大学院では、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」の教育理念のもと、法学部・法科大学院教育、就職支援及び継続教育を連携させ、地域ニーズに対応した一貫性のある教育システムを構築する。

取組のポイント

①岡山大学法学部との接続教育強化

・法曹の魅力を伝える授業として、岡山大学法学部・法科大学院を修了した若手弁護士がゲストスピーカーとして講演するとともに、法学部教員と法科大学院教員による共同授業(演習)を実施。

(主な実績・成果)

- ・受講者数 155名 (H27年度) →201名 (H28年度)
- ・司法コース学生数 11名(H27年度)→21名 (H28年度)

②地域の新課題に関する法科大学院教育

・従来の重点分野(行政、企業法務、医療福祉)に加えて、地域のニーズの高い新課題である女性法曹支援、女性社会進出支援のための法教育及び共生社会の支え手に関する教育を実施。

(主な実績・成果)

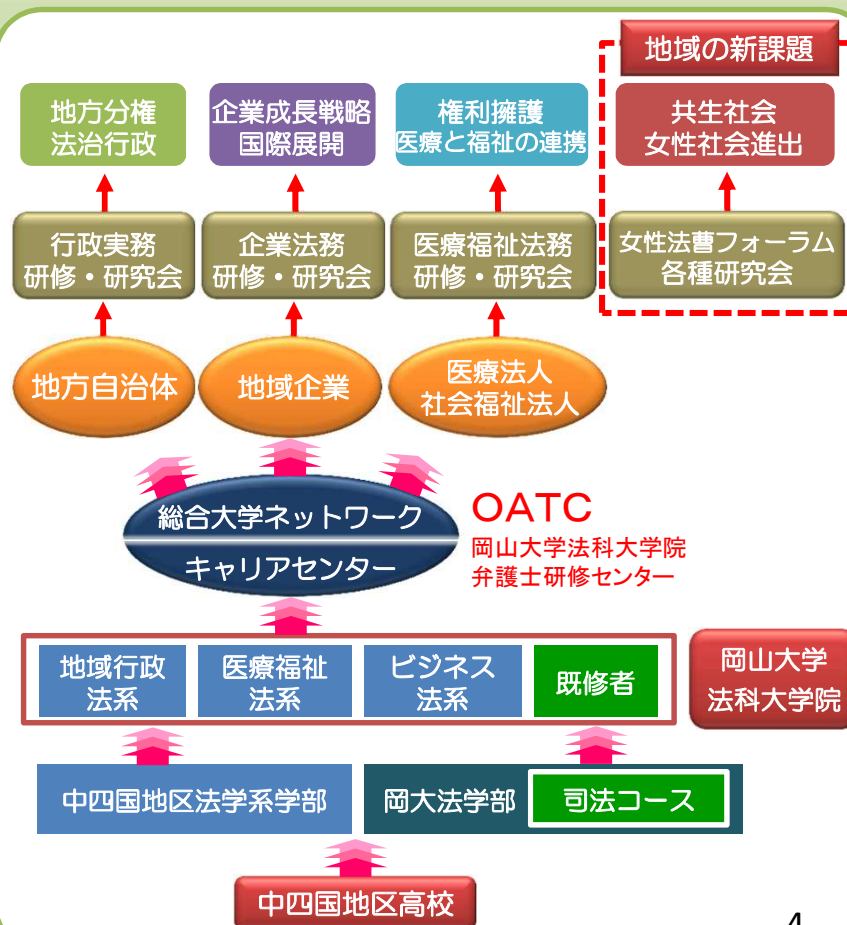
- ・女性法曹フォーラム創設キックオフ講演会の実施 (H28年度)
- ・「女性社会進出支援と法」を九大と共同開講 (H29年度から)

③継続教育(組織内法務、行政、福祉)

・組織内法務に関する研修を実施するとともに、行政・福祉分野における研究会を実施。最先端の情報と課題を共有し、学生、研究者、専門職間の地域ネットワークを形成することが可能。

(主な実績・成果)

- ・組織内弁護士研修 (H26年度から14回実施)
- ・行政法実務研究会 (H25年度から17回実施)
- ・権利擁護研究会 (H27年度から3回実施)





◇プログラム名

大学の枠を超えた模擬仲裁・模擬調停・予防法務ワークショップ

趣旨・ねらい

日本を代表する法律事務所に所属する20名あまりの弁護士とともに、他大学の学生と競い合いながら、模擬仲裁・模擬調停を行い、また、予防法務の観点からの顧客へのアドバイスを経験することを通じ、実務に直結するスキルを学ぶ3日間の集中ワークショップ。

取組のポイント

①大学の枠を超えた模擬仲裁・模擬調停から学ぶ

・欧米では、大学の枠を超えた模擬仲裁等の大会が活発に開催されている。他大学の学生と競い合い模擬仲裁や模擬調停を行うことは、視野を広げ、実務に繋がるスキルを高めるうえで、大変貴重な機会である。本ワークショップは、国内で唯一の、法科大学院生のための他流試合の場を提供する。

(主な実績・成果)

(参加者) H27:新規参加大学1校含め5大学 ← H26:5大学
⇒更に参加大学を拡大する予定

②予防法務を実践的に学ぶ

・実務では予防法務が極めて重要であるが、法科大学院の日々の授業では対策法務に軸足を置きがちである。本ワークショップは、ロールプレイを通じ、予防法務の視点を実践的に学ぶ場を提供する。

③一流の法律家から学ぶ

・一流の法律家を目指すには、一流の法律家と直に接し、自ら学ぶことが一番の近道である。本ワークショップは、日本を代表する法律事務所に所属する弁護士が依頼者役、仲裁人役、顧客役等として学生とともにロール・プレイに参加する。

(主な実績・成果)

(アンケート結果) 本プログラムに参加して有意義でしたか?
H27: とても有意義 89.7% (+8.1%) H26:81.6%
有意義 10.3% (-8.1%) ← 18.4%
あまり有意義でない 0.0% 0.0%
⇒「とても有意義」と感じている参加者が増加している。



充実の3日間

1日目

- 開会式・講演
- 模擬調停
- 結果発表と講評
- 意見交換会
- 夜間課題

2日目

- 調停自己分析
- 模擬仲裁
- 講評
- 仲裁判断作成
／予防法務
に関する顧
客宛メモ作成

3日目

- 仲裁自己分析
- 準備書面の講評
- 予防法務ロー
ルプレイ
- 仲裁判断の発
表と講評
- 閉会式

(参加者の声)

- 他のロースクール生との実力差を実感し、まずは法律の知識をきちんと入れること、そして細かい文言一語一語を丁寧に分析する姿勢を持つとうと思いました。
- 今、現在自分が教室で学んでいることが、実務ではこういう形になるのだな、ということが実感できました。



◇プログラム名

- ・「挑戦する法曹」育成・特別コースの設置
- ・特進コースによる法曹養成プログラム

趣旨・ねらい

①教育内容・学習支援プログラムを整理・拡充し、コース化することにより、法曹が抱える内外の課題に積極的に挑戦する法曹の育成・輩出を目指す。②飛び級制度や早期卒業制度を活用した早期入学者の拡張、特別法曹養成コース設置、法曹実務教育システムの構築によって日本の司法制度の中核を担う人材育成を目指す。

取組のポイント

①「挑戦する法曹」育成・特別コースの設置

(a) 即戦力法曹育成コース

- ・模擬裁判等を通じての高度な実務教育及び民事・刑事の各分野での総合的事例研究の機会を与え、裁判実務に即応しうる高度な技能を身に付けさせるとともに、判事・検事出身の教員や本学出身の判事・検事との密接な交流を通じて、日本の司法制度の中核を担う人材を育成する。

(主な実績・成果)

- ・H29年度3年次進級者より、成績上位30名程度を選抜予定

(b) グローバル・ビジネス・コース

- ・将来国際的な法律実務に就くことを希望する学生に対して、法的議論を英語で行う能力と、これに伴う国際法律実務にかかわる科目群を修得させ、グローバル・マインドを有した高度専門法実務能力を有する法曹を養成する。

(主な実績・成果)

- ・H29年度3年次進級者より適用予定

(c) ソーシャル・イノベーター・コース

- ・環境・人権・開発などの公益的な活動を行い、将来は立法活動の支援や行政機関への助言・提言、さらには社会的起業（ソーシャル・ビジネス）などを志す学生を対象としたコースである。

(主な実績・成果)

- ・H29年度3年次進級者より適用予定

取組のポイント

②特進コースによる法曹養成プログラム

(a) 早期入学者特別入試枠の設置

- ・学部教育との密接な連携の下、飛び入学や早期卒業の資格を有する者は、学部担当教員の推薦とステートメントの評価により入学を認める。学生の希望に基づき既修者認定試験を課す。入学を認めた者には稲門法曹奨学金などの本学法科大学院固有の奨学金を付与し、経済的サポートも厚くする。
【定員20～30名を想定】

(b) 特進コースの設置

- AA(アカデミック・アドバイザー)による学修サポート
 - ・学生4～5名あたりに1～2名のAAを配置し、学修計画の作成、授業の予習・復習等の学修サポートを実施
- 特進コース入学者用コースの設置
 - ・「即戦力法曹育成コース」のノウハウを活用した特進コース入学者用の教育コースの設置。
- 集中的実務教育システムの構築
 - ・2年次の2月、3月に実践的実務科目（クリニック、刑事・民事の模擬裁判科目等）を集中的に行い、高度な実務教育及び民事・刑事の各分野での総合的事例研究を行うことにより、裁判実務に即応しうる高度な技能を身に付けることを目標とする。

(今後の展望)

- ・H30年度入学者選抜試験より実施予定



一橋大学

◇プログラム名

公法系及び刑事系の各訴訟実務における即戦力人材養成の取組

取組のポイント

①憲法訴訟・刑事系上訴審弁護を担当できる人材の育成

- ・実際の事件を弁護人から受託し、資料の提供を得て、訴状や準備書面、上告趣意書を作成し、弁護人に提出または意見交換を行う「人権クリニック」、「上訴クリニック」の実施。

(主な実績・成果)

- ・刑事系の優秀な若手弁護士を多数育成し数多くの無罪判決を獲得。
- ・法律専門誌にレポート、クリニックの特集が掲載。
- ・修了生による素材の提供、指導など「循環サイクル」が機能。

②法律相談クリニックの単位化によるさらなる充実

- ・「法律相談クリニック」の単位化により参加へのインセンティブの強化を図る。

学習院大学

◇プログラム名

法務研究所を中核とした継続教育プログラムの開発・実施

取組のポイント

①在学生・修了生対象：法実務講座、合格者対象：就職セミナー

- ・在学生・修了生を対象とし、先輩弁護士が学年・科目別のゼミや法律文書作成指導を行う「法実務講座」を開催している。また、司法試験合格者を対象とする「合格者セミナー」「就職指導プログラム」を開催している。

(主な実績・成果)

- ・習熟度別指導による法務能力の向上、実務修習及び就職活動への円滑な移行。

②修了法曹対象「法実務研究会」

- ・本学教員を中心とし、本法科大学院修了生を含む本院出身の法曹で組織。講演会を開催し、研究会をおき議論をし、その論考等を紀要として刊行。相互のスキルアップを実現し、研究成果を社会に還元している。

(主な実績・成果)

- ・H27、28年ともに年5回開催

大阪大学

◇プログラム名

智適塾プロジェクトによる先端的法曹養成の取組

取組のポイント

①ベテラン弁護士との協働による新人弁護士のスキルアップ

- ・新人弁護士にインターン（特任研究員）の地位を与え、経験豊富な弁護士とともに、大学内の研究活動を支援。これにより、特に理系出身の法科大学院修了者の職域拡大に繋げる。

(主な実績・成果) —インターンの採用数(累計)

- ・H27:10人 → H28:12人(うち理系7人)

②インターンの経験を法科大学院教育にフィード・バック

- ・智適塾プロジェクトの一環として法科大学院に開講した「特許・著作権訴訟」の授業の補助にインターンが参加。「弁護実務」の授業においても、インターンが補助者として参加。

(主な実績・成果) —特許・著作権訴訟の受講者数

- ・H27:11人 → H28:6人

慶應義塾大学

◇プログラム名

法曹リカレント教育プログラムを通じた専門法曹の養成と専門性の高い法曹継続教育の実施

取組のポイント

①理論的・体系的な法曹継続教育

- ・「専門法曹養成プログラム」と「個別科目履修プログラム」を設け、法曹実務家に法科大学院の授業を開放して、理論的・体系的な法曹継続教育を充実させる。

(主な実績・成果)

- ・専修プログラム(専門法曹養成プログラムのうち、基礎的なプログラム) 認証者 H27:1人 H28:1人
- ・弁護士のリサーチペーパーを『慶應法学』誌に掲載(33号[27年10月]4本計117頁、35号[28年8月]4本計169頁)

②弁護士モニターへの受入れ

- ・弁護士モニターを受入れ、教育内容・手法の向上に努める。

(主な実績・成果)

- ・H27:18名 → H28:14名(18名の応募から選抜)



上智大学

◇プログラム名

- ・環境法務プログラム
- ・環境法曹のプラットフォーム形成
－国内外における新たなネットワークづくり－

取組のポイント

①環境法プログラムの更なる充実

- ・環境法プログラム履修証の授与や環境法政策プログラムの充実等を通じ、日本の実践的な環境法教育の中心的地位を目指す。

(主な実績・成果)

- ・履修証授与 (H27:4人) /国内最多の12環境法科目を提供。

②海外有力校との交流等

- ・環境法曹として活躍する修了生の経験を法科大学院の環境法授業に反映させるとともに、海外有力校と友好協定を締結する。

(主な実績・成果)

- ・H27:UC Berkeley → H28:Vermont Law School追加。